

指定 (介護予防) 訪問看護事業所 管理者 様  
指定 (介護予防) 訪問リハビリテーション事業所 管理者 様  
指定 (介護予防) 居宅療養管理指導事業所 管理者 様  
指定 (介護予防) 通所リハビリテーション事業所 管理者 様

豊中市 福祉部 長寿社会政策課長

令和 6 年度 (2024 年度) 介護報酬改定に伴う  
介護給付費算定に係る体制等に関する届出について (通知)

日頃より、本市高齢者保健福祉行政並びに介護保険事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

標記について、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成 12 年厚生省告示第 19 号)」等の改定に伴い、新設又は要件等が変更された加算等を令和 6 年 (2024 年) 6 月 1 日以降に算定する場合は、届出が必要となります。

加算算定をご希望の事業所は、本市ホームページをご確認のうえ、下記のとおり届出手続を行ってください。尚、届出がない場合は、加算の算定意向がないものとして処理させていただきます。

記

1. 届出期限

**令和 6 年 (2024 年) 5 月 15 日 (水) 当日消印有効**

- (対象外の事業所) ・報酬改定で届出対象の項目がないサービス事業所  
・令和 6 年 (2024 年) 6 月 1 日現在、休止中もしくは廃止している事業所

2. 届出方法及び届出先

以下に郵送

〒561-8501 豊中市中桜塚 3 丁目 1 番 1 号  
豊中市 福祉部 長寿社会政策課 事業所指定係

3. 届出書類

- ① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 (指定事業者用)  
② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表  
③ 介護給付費算定に係る誓約書 (様式-加算誓約)

《裏面に続く》

#### 4. 留意事項

- (1) 原則、届出の控えの発行はいたしません。他機関への手続きの添付書類として必要な場合等は、②の写しと返信用封筒（要切手貼付）を同封してください。同封がない場合、封筒のみ、写しのみの方は返信できませんので、ご了承ください。
- (2) 報酬改定による新設・要件等が変更された加算等以外は、この通知によらず、従来どおりの手続き方法で届出等を行ってください。
- (3) 届出書類に不足や不備がある場合は、補正の連絡をいたしますので速やかに対応ください。指定する期日までに必要な補正対応がない場合、加算を算定できませんのでご注意ください。
- (4) 必ず算定要件をよく確認して届出してください。算定要件を満たさないことが判明した場合は、過誤調整等の手続きを取っていただきます。届出が不要な加算等でも算定要件が変更されていますので、算定にあたっては要件を十分ご確認ください。
- (5) 書類作成における注意点は、豊中市ホームページに掲載している提出書類一覧表に記載していますので、必ずご確認ください。

#### 5. 制度改正・報酬改定に関する質問について

基準や算定に関する解釈等の質問は、原則「**豊中市電子申込システム**」で受付いたしますので電話でのお問い合わせはお控えいただきますようお願いいたします。

詳細は別紙「令和6年度介護報酬改定等に関するお問い合わせについて」をご確認ください。

#### 6. 報酬改定の内容、様式のダウンロード、豊中市電子申込システムへのアクセス

豊中市ホームページ「令和6年度介護報酬改定・介護保険制度改正について」

[https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kenko/kaigo\\_hukushi/kaigohoken/kaigo\\_jigyousya/kaigo\\_jigyosya/kyoutuu/R6-housyukaitei.html](https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kenko/kaigo_hukushi/kaigohoken/kaigo_jigyousya/kaigo_jigyosya/kyoutuu/R6-housyukaitei.html)

上記のリンクをクリック、もしくは市ホームページのトップ画面から「ページ番号検索」で「618516832」と検索してください。

(問合せ)

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号  
豊中市 福祉部 長寿社会政策課  
事業所指定係 担当：村尾、武部  
TEL：06-6858-2838 FAX：06-6858-3146  
E-mail：chouju@city.toyonaka.osaka.jp